

学校感染症の種類および出席停止期間の基準

香川県立高松支援学校

種類	感染症名	出席停止期間の基準	
		り患者本人	濃厚接触者
第 2 種	新型コロナウイルス	発症（発熱）後 10 日、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまで（本校独自規定）	本校独自規定 （参照①）
	インフルエンザ	発症（発熱）後 5 日、かつ、解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良くなるまで	
	百日咳	特有の咳が消えるまで、または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	状況に応じて学校医と相談し、出席停止またはそれ相応の措置をとることを検討する。
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第 3 種	<以下、医師が感染のおそれがないと認める期間は本人出席停止> コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 【その他の感染症】 感染性胃腸炎、サルモネラ・カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌・肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（リンゴ病）、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペスウイルス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型・B型肝炎 他 ※ とびひ、水いぼ、アタマジラミは登校可能		原則なし

参照① 濃厚接触者の出席停止期間の基準（本校独自規定） R5. 5. 15 学校医確認

種 類	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス	感染者との最終接触日の翌日から 5 日を経過するまで。ただし、感染者と同居しており隔離が難しい場合は、感染者の発症日の翌日から 10 日を経過するまで。
インフルエンザ	感染者と濃厚接触した場合、感染者が発熱した日から 4 日（発症後 3 日）を経過するまで。
麻疹（はしか）	感染者と濃厚接触した場合、感染者の発症日から 7 日目～12 日目までの 6 日間。ただし、濃厚接触者が感染済または予防接種済である場合は、登校することができる。
水痘（みずぼうそう）	感染者と濃厚接触した場合、感染者の発症日から 13 日目～16 日目までの 4 日間。ただし、濃厚接触者が感染済または予防接種済である場合は、登校することができる。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	感染者と濃厚接触した場合、感染者の発症日から 15 日目～18 日目までの 4 日間。ただし、濃厚接触者が感染済または予防接種済である場合は、登校することができる。